

# ○佐賀県文化財保護審議会条例

昭和五十一年三月三十日  
佐賀県条例第二十三号

## (設置)

第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）百五条第一項の規定に基づき、佐賀県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に佐賀県文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

## (所掌事務)

第二条 審議会は、教育委員会の諮問に応じて佐賀県文化財保護条例（昭和五十一年佐賀県条例第二十二号）に規定する事項その他文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項にして教育委員会に建議する。

## (組織)

第三条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員若干人を置くことができる。

第四条 委員及び臨時委員は、学識経験のある者の中から、教育委員会が任命する。

第五条 委員の任期は二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、退任するものとする。

## (会長及び副会長)

第六条 審議会に会長及び副会長一人を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

## (会議)

第七条 審議会は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。  
2 審議会は、委員及び議事に關係のある臨時委員の二分の一以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に關係のある臨時委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

## (部会)

第八条 審議会に、教育委員会規則の定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。  
3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。  
4 部会長に事故があるときは、あらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

## (庶務)

第九条 審議会の庶務は、教育委員会の事務局において処理する。

## (補則)

第十条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に關し必要な事項は、会長が審議会に詰つて定める。

## 附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 佐賀県文化財専門委員条例（昭和二十七年佐賀県条例第三十五号）は、廃止する。

3 この条例の施行の際現に前項の規定による廢止前の佐賀県文化財専門委員条例第二条第二項の規定により佐賀県文化財専門委員に委嘱されている者は、この条例の施行の日において第四条の規定により委員に任命されたものとし、その任期は、第五条第一項の規定にかかわらず、昭

和五十一年五月二十一日までとする。